

【資 料】

生理用品(無料提供)(スコットランド)法 2021年

足 立 清 人

資 料

生理用品（無料提供）（スコットランド）法 2021年

足 立 清 人

目次

1. はじめに
2. 本法律の概要
3. 本法律の条文の試訳と若干の

解説

【本法律の試訳の経緯】

1. はじめに

本資料は、生理用品（無料提供）（スコットランド）法 2021年（Period Products (Free Provision) (Scotland) Act 2021）¹⁾の条文の試訳と、その説明書（Explanatory Notes）を抜粋するものである。

本法律の法案は、Monica Lennon スコットランド国会議員（MSP：member of Scottish Parliament）²⁾によって提案された。Monica Lennon は、2016年から、「生理の貧困（Period Poverty）」問題に取り組んでおり、この法案を提案した目的は、「生理の貧困」に対処す

ることにあった。

法案提出に当たって提出された Policy Memorandum によれば、スコットランドにおける「生理の貧困」は、2008年の経済の停滞以降、スコットランドの相対的な貧困レベルの上昇の枠組みの一つとして理解される。2017-18年の調査では、多くの者が、生理用品を含む、基本的な生活必需品を用意するのも困難になった。

「生理の貧困」は、女性、少女およびトランス・ジェンダーの人びと（trans people）の健康と幸福にも有害な影響を及ぼす。推奨されているよりも長い時間、生理用品を使用

キーワード：生理の貧困，生理用品，新型コロナウイルス感染症

することや、適切でない代替物を使用することは、伝染病や健康上の問題を引き起こすことがある。加えて、女性、少女やトランス・ジェンダーの人びとは、適切な生理用品を用いないことによって、教育活動、仕事やレクレーションの機会を失わざるを得ないと感じることがある。

「生理の貧困」の影響は、たとえば、子宮内膜症 (endometriosis) や多嚢胞性卵巣症候群 (polycystic ovary syndrome) などの生理に関わる健康問題が生じる場合に、さらに悪化する。

生理用品を必要とする者が、自分自身の収入にアクセスできない場合にも、問題が顕在化する。たとえば、パートナーが生理用品を購入するための金銭を渡さなかったり、年齢の若い少女が、両親や保護者 (carer) に相談することをためらったり、生計への影響について心配して、生理用品の購入を求めることができないと感じたりする場合である。

Monica Lennon は、生理用品を基本的な生活必需品と考えて、生理用品へのアクセスを提供することは、人びとの尊厳 (dignity) にとって重要であると考えた。スコットランド政府 (the Scottish Government) が、生理用品を必要とする者に、無料で生理用品を提供するために、すでに行っていたことを、彼女は支援して、それをさらに進めて、それを法的義務にしようとした。

提案された法案では、生理用品 (period products, ナプキン (sanitary pads) とタンポン (tampons)) を必要とする者に、それを無料で利用可能にするためのさまざまな方法を提案していた。すなわち、法案では、

- ①スコットランド政府は、生理用品を必要とするいかなる者にも、それを無料で取得できるようにするスコットランド全体のスキームを制定しなければならない、
- ②学校、カレッジおよびユニバーシティは、そのトイレで、さまざまな生理用品を無料で利

用できるようにしなければならない、

- ③スコットランド政府は、それ以外の公的機関 (public bodies) が生理用品を無料で提供できるようにする権限をもつ、とされた。

本法案は、2019年4月23日に提案され、委員会・議会での審議を経て³⁾、2020年11月24日に、賛成121票、反対0票、保留0票で、スコットランド議会で可決して、2021年1月12日、国王の裁可 (Royal Assent) を経て、法律になった。

以下では、本法律の条文を紹介して、その翻訳を示し、本法律の説明書 (Explanatory Notes) に従って、若干の解説を行う。末尾に、本法律の翻訳に取り組みうと思った経緯を記載する。

2. 本法律の概要

本法律は、スコットランドにおける生理のあるすべての者が、必要な種類と必要な時期に、無料で、生理用品 (period products) に合理的に簡便にアクセスできることを保障するものである。この法律によって、その義務が課される機関 (責任機関 (responsible bodies)) は、その法的義務をどのように果たすかについて柔軟に裁量できるが、それらの機関は、次の3つの重要な原則に従わないとしない。すなわち、①アクセスの容易さ (ease of access)、②尊厳 (dignity) と③選択 (choice) である。責任機関は、スコットランド内閣 (Scottish Ministers)⁴⁾ によって発せられた指針に配慮し、生理用品の使用者に意見を聴き、その任務の実行について声明を公表しなければならない。

3. 本法律の条文の試訳と若干の解説

本法律は12の節 (section)⁵⁾ からなる。

第1節では、地方自治体 (local authorities)

に、以下の規定（provisions）に従って定められた取決め（arrangements）に従って、その管轄地域で生理用品（period products）を無料取得できるようにする義務が課された。

第2節では、教育機関（education providers）に、以下の規定に従って定められた取決めに従って、生徒（pupils）や学生（students）によって通常使用されるあらゆる建物で、生理用品を無料で取得できるようにする義務が課された。

第3節では、スコットランド内閣（Scottish Ministers）に、規則（regulations）に従って、その施設で生理用品を無料で取得できるようにしなければならない公共サービス機関（public service bodies）を指定する権限を与えた。

第4節では、責任機関（responsible bodies）に、第1、2また3節での任務を実現するための取決めを定めて、生理用品への合理的に容易なアクセスを保障し、尊厳（dignity）を尊重し、取得可能な生理用品の種類について合理的な選択ができるよう求めている。

第5節から7節では、責任機関に、スコットランド内閣（Scottish Ministers）によって発せられたガイダンスを尊重し、生理用品の使用者の意見を聴いて、責任機関が第1、2および3節での任務をどのように実行するかについて、その声明を文書化して準備するよう求めている。

第8節では、責任機関が、生理用品を必要とする者のために、無料の生理用品の利用可能性についての情報を提供しなければならない、と定められている。

第9から12節では、定義、文言解釈および効力発生（commencement）および略称（the short title）について規定される。

(1) 地方自治体（local authorities）の生理用品（period products）の無料提供義務

1 Local authorities to ensure period products generally obtainable free of charge

(1) Each local authority must ensure that, within its area, period products are obtainable free of charge (in accordance with arrangements established and maintained by the local authority) by all persons who need to use them.

(2) The period products obtainable free of charge by a person under such arrangements (whether obtained under one or more than one local authority's arrangements) are to be sufficient products to meet the person's needs while in Scotland.

(3) Arrangements established and maintained under subsection (1)—

(a) must include provision under which period products are obtainable by another person on behalf of the person who needs to use them,

(b) may, where they include provision under which period products may be delivered to a person, require the person to pay costs associated with packing and delivery (except where the person could not reasonably obtain products in accordance with the arrangements in any other way).

(4) For the purposes of subsection (2), the needs of a person who lives in Scotland are to be regarded as all arising while in Scotland.

[試訳]

第1節 地方自治体（local authorities）は、生理用品（period products）が一般に無償で取得できるよう保障する〔義務を負う〕。

(1) 各地方自治体（local authority）は、その管轄地域内部で、生理用品が、その使

用を必要とするすべての人によって、(地方自治体によって定められ遵守される取決め (arrangements) に従って) 無料で取得できるように保障しなければならない。

(2) その取決めで(1つの地方自治体か、1つ以上の地方自治体の取決めで取得されるのか、にかかわらず)、ある人が無料で取得できる生理用品は、スコットランドにいる間に、その人のニーズを満たすのに十分な生理用品でなければならない。

(3) (1) で定められ遵守される取決めは、

(a) 生理用品が、その使用を必要とする者のために、他の人によって取得されることもできる、とする規定を含まなければならない。

(b) その取決めが、生理用品がある人に配達される、とする規定を含む場合には、その人に、包装や配達に関わる費用を支払うように要求することができる(ただし、その人が、その取決めに従って、それ以外の何らかの方法で、生理用品を合理的に取得できない場合は除かれる)。

(4) (2) の目的のためには、スコットランドに住む人のニーズが、スコットランドにいる間に生ずる全て〔のニーズ〕と見なされなければならない。

[解説]

第1節では、すべての地方自治体 (local authorities) に、その管轄地域内で、生理用品 (period products) が、その使用を必要とするすべての者によって無料で取得できることを保障する義務が課される。地方自治体は、生理用品を無料で取得可能にするための取決め (arrangements) を定め遵守することで、その法的義務を果たすが、その仕方については、各地方自治体は柔軟に対応することが認められた。もっとも、その取決めは、尊厳 (dignity) を尊重し、生理用品の種類を合理的に選択できるように、第4節で定められた特定の要件を尊重しなければならない。そ

れに加えて、地方自治体は、その管轄地域に住む人びとに、生理用品を取得できる施設、または、その施設内の場所について、取得できる生理用品の種類について、そして無料の生理用品を取得できる方法について諮問しなければならない(第7節を参照)。

生理用品とは、経血を吸収したり集めるための製品と定義される(第9節(a)を参照)。スコットランドにいる間は、必要とする十分な生理用品を取得できる権利が与えられる(また、それを必要とする者のために、他の者が取得する権利も認められる)。地方自治体は、生理 (periods) がとても重い者が、その必要とする十分な生理用品を、その尊厳を尊重するように取得できる権利をもつことについて考慮しなければならない。

地方自治体の取決めは、生理用品を、例えばホームレスのシェルターのような特定の場所で特定のサービスを利用する者に取得可能とするように定めることもできる。そのような場所にアクセスできない者は、地方自治体によるその他の取決めを通じて、生理用品を取得することができる。

第1節(3)(a)は、地方自治体に、生理用品が、それを必要とする者のために、他の者によって取得されることを保障するように求めている。たとえば、ケアをする者が、ケアの対象者のために、生理用品を取得することが許される。

第1節(3)(b)では、生理用品の配達を選択した地方自治体は、その受取人に、包装と配達に関わる費用を支払うよう求めることができる、とされる。ただし、生理用品を地方自治体から他のいかなる方法によっても取得することが合理的に期待できない者は、この限りではない。たとえば、生理用品の無料取得が必要な者が障がいをもつ場合に、地方自治体が生理用品を提供しているすべての場所が、それを必要とする者の居住地から離れているときには、その者から費用を徴収するこ

とは合理的ではない。

また、生理用品を必要とする者は、その居住する地方自治体の管轄地域から生理用品を取得することに限定されない。例えば、ある地方自治体の管轄地域に居住する者が、他の地方自治体の管轄地域で仕事をしており、仕事場がある地域で生理用品を受け取ることが便利な場合には、そうすることができる。

第1節（4）によれば、スコットランドに居住する者は、スコットランドおよびその他の場所での使用のために生理用品を取得することができる。例えば、休暇で他の場所に行く場合でも使用可能である。他方で、スコットランドへの訪問者は、スコットランド滞在中に必要な生理用品に限って、無料で取得することができる。

（2）教育機関（education providers）の生理用品（period products）無料提供義務

2 Education providers to ensure period products obtainable free of charge by pupils and students

(1) Each education provider must ensure that period products are obtainable free of charge (in accordance with arrangements established and maintained by the education provider) by the persons mentioned in subsection (5).

(2) An education provider is to do so by providing period products, or securing their provision, in such locations within each institution in Scotland managed by the education provider as are specified in arrangements established and maintained under subsection (1).

(3) The locations specified in the arrangements established and maintained under subsection (1) for an institution must include at least one location in each building which is normally used by pupils or, as the case may be,

students at the institution.

(4) But where the education provider considers, having consulted under section 7, that a building of the type mentioned in subsection (3) is not a suitable place for the provision of period products, no location in the building need be specified in the arrangements established and maintained under subsection (1).

(5) The persons referred to in subsection (1) are persons who—

(a) need to use period products, and

(b) are—

(i) pupils at a school managed by the education provider, or

(ii) students undertaking, in Scotland, a course (or part of a course) of education at a further education institution or higher education institution managed by the education provider.

(6) The period products obtainable free of charge by a pupil or, as the case may be, a student under the arrangements established and maintained under subsection (1) are to be sufficient products to meet—

(a) in the case of a school, the pupil's needs during the school's term times,

(b) in the case of a higher education institution or further education institution, the student's needs during the term times for the course of education that the student is undertaking.

(7) In this Act, "institution" (except in the terms "higher education institution" and "further education institution" and in the definitions of those terms in section 10) means—

(a) a school,

(b) a higher education institution,

(c) a further education institution.

(8) The Period Products in Schools (Scotland)

Regulations 2020 (S.S.I.2020/183) are revoked.

[試訳]

第2節 教育機関 (education providers) は、生理用品 (period products) が未成熟者や生徒によって無料で取得できるのを保障する [義務を負う]。

(1) 各教育機関(education provider)は、生理用品 (period products) が、(教育機関によって定められ遵守される取決め (arrangements) に従って、) (5) で挙げられる者によって無料で取得できるように保障しなければならない。

(2)教育機関は、生理用品を提供することか、その提供を保障することで、当該教育機関が運営するスコットランド内の各施設内で、(1) で定められ遵守される取決めで指定された場所で、そのようにしなければならない。

(3) 施設のために (1) で定められ遵守される取決めで指定された場所は、その学校の生徒 (pupils)、または、場合によっては、学生 (students) によって通常使用される各建物内の少なくとも1つの場所を含まなければならない。

(4) しかし、教育機関が、第7節によって諮問して、(3) で挙げられた種類の建物が生理用品の提供のために適切な場所ではないと考える場合、当該建物のいかなる場所も、(1) で定められ遵守される取決めで、指定される必要はない。

(5)(1)で言及された者は、[次の]者である。

- (a)生理用品の使用を必要とする者、および、
- (b) [次の者] である。

(i) 当該教育機関によって運営される学校の生徒、または、

(ii) スコットランドで、当該教育機関によって運営される、さらに先の教育機関 (a further education institution) や高等教育機関 (higher education institution) の教育課程 (または、その課程の一部) を履修する学生

である。

(6) (1) で定められ遵守される取決めで、生徒、または、場合によっては、学生によって、無料で取得される生理用品は、次の [ニーズを] 満たすのに十分な [量の] 生理用品でなければならない。

(a) 学校の場合には、学期内の生徒のニーズ

(b) 高等教育機関、または、さらに先の教育機関の場合には、学生が履修する教育課程の学期内の学生のニーズ

(7) この法律で、“機関”(“高等教育機関”と“さらに先の教育機関”，および第10節でのこれらの用語の定義の場合を除く) とは、[次のことを] 意味する。

- (a) 学校
- (b) 高等教育機関
- (c) さらに先の教育機関 [である。]

(8) 学校における生理用品 (スコットランド) 2020年規則 (The Period Products in Schools (Scotland) Regulations 2020) (S. S. I. 2020/183) は廃止される。

[解説]

第2節では、教育機関(education providers) (第10節を参照) に、学期中 (during term time)、その構内で、特に生徒 (pupils) や学生 (students) によって通常利用されるあらゆる建物内で、生理用品 (period products) が無料で取得できる取り決めを定め遵守する義務が課された。建物には、それが教育機関の一部をなし、生理用品の提供に適切なかぎり、学習のために利用される建物 (教室、講堂、実験室) だけではなく、学生によって教育以外の目的 (たとえば、食事、レジャーやスポーツ) で用いられる建物も含まれる。この義務は、スコットランドのすべての初等学校(primary schools)と中等学校(secondary schools) (インディペンデント・スクール (独立学校 (independent schools)、特殊学

校（special schools）と公的助成による学校（grant-aided schools）を含む）およびスコットランドのすべての公立（publicly-funded）カレッジ（colleges）やユニバーシティ（universities）にも課された。もっとも、教育機関は、（第7節による諮問（consultation）に従って、）いかなる生理用品が取得可能とされるべきか、いかなる方法で、また、建物内のどの場所で取得可能とされるべきかについて、柔軟に決定することができた。たとえば、教育機関は、諮問（consultation）に従って、各建物のトイレに個別の使い捨て生理用品を設置することもできるが、再利用可能な生理用品を含む、大量の生理用品を他の場所で利用可能にすることもできた。

第2節（2）では、教育機関に、それ自体で生理用品を提供するか、または、例えば、トイレ・サービス受託業者（washroom service contractor）のような第三者との取決めでその提供を保障することもできる、とされた。

第2節（4）では、建物が通常、生徒や学生によって使われていても、その建物が適切でない場合には、その建物では生理用品を提供する必要がないことを明らかにしている。たとえば、その建物にトイレや洗面所がない場合である。したがって、教育機関は、決定をする前に、その建物の適合性について、生理用品の使用者に諮問しなければならない。

第2節（6）では、教育機関は、当該学習課程（course of study）の学期中に限って、生徒や学生のニーズを満たすために、無料で生理用品を提供する義務を負う、とされる。学期外には、生徒や学生は、第1節で地方自治体によって定められた取決めを通じて、生理用品を取得することができる。地方、自治体は、休暇前に、生理用品を追加的に取得可能にするか、休暇用に生理用品のパックを提供することで、第1節の義務を柔軟に果たすことができる。

教育機関は、海外に留学中だったり、（ス

コットランド内の他の場所から）リモートで学習する、スコットランドの学校の学生に対して、生理用品を提供するための特別の取決めを定める必要はない。しかし、そのような学生は、所属する学校の施設内にいる間、学期中に必要な生理用品を受け取る権利をもつ。

地域の公立学校（local authority schools）の生徒のための居住施設（スクール・ホステル（school hostel）と呼ばれる）は、第2節の義務には含まれない。地方自治体が、ホステルに滞在するすべての生徒に、学校の敷地で、その学期内のニーズに十分な〔量の〕生理用品を提供することを求められる。地方自治体に、ホステルでの生理用品を提供する必要はないが、生徒は、ホステルで使用するために、学校から大量に生理用品を取得することができる。地方自治体は、第1節の義務から、生理用品をホステルでも取得可能にすることが、指針によって要求される。

ユニバーシティやカレッジ所有の寮（halls of residence）は、学校の一部なので、教育機関は、各寮内の少なくとも一箇所で、生理用品を取得可能にしなければならない。個人経営の寮は、第2節の義務には含まれないが、教育機関は、学生の学期の間のニーズを満たすために、キャンパス内のどこか、たとえば、学部や図書館で、十分な〔量の〕生理用品を利用できるようにしなければならない。また、学生は、必要とする生理用品を、第1節での地方自治体の取決めを通じても取得することができる。

(3) 指定公共サービス機関（specified public service bodies）のその敷地内での生理用品（period products）の無料提供義務

3 Specified public service bodies to ensure period products obtainable free of charge by persons in their premises

(1) Each public service body specified in

regulations made by the Scottish Ministers (a “specified public service body”) must ensure that period products are obtainable free of charge (in accordance with arrangements established and maintained by the body) by persons in its premises who need to use them.

(2) A specified public service body is to do so by providing period products, or securing their provision, in such locations within those premises as are specified in arrangements established and maintained under subsection (1).

(3) Where a specified public service body operates over a number of sites in Scotland, the locations specified in the arrangements established and maintained under subsection (1) must include locations in premises at each such site.

(4) The period products obtainable free of charge by a person under the arrangements established and maintained under subsection (1) are to be sufficient products to meet the person’s needs while the person is in the premises.

(5) Before specifying a body under this section, the Scottish Ministers—

- (a) must consult the body, and
- (b) may consult any other body or person they think appropriate.

(6) Bodies may be specified for the purposes of this section by reference to a class that they are in.

(7) Where they are proposed to be so specified, subsection (5) applies in relation to each of those bodies.

(8) Regulations under this section may specify that different provisions of this Act are, in relation to a public service body specified in the regulations, to take effect on different days.

(9) Regulations under this section may—

(a) make incidental, supplementary, consequential, transitional, transitory or saving provision,

(b) make different provision for different purposes.

(10) Regulations under this section are subject to the affirmative procedure.

(11) In this section, “public service body” means a body—

- (a) constituted by or under an enactment, and
- (b) having functions that consist of or include providing public services or otherwise serving the public interest.

[試訳]

第3節 指定公共サービス機関 (specified public service bodies) は、生理用品 (period products) が、その施設内の人によって無料で取得できるよう保障する[義務を負担する]。

(1) スコットランド内閣 (the Scottish Ministers) によって定められた規則 (regulations) で指定された各公共サービス機関 (“指定公共サービス機関 (a specified public service body)”) は、生理用品 (period products) が、その使用を必要とする、その施設内の者によって、(当該機関によって定められ遵守される取決め (arrangements) に従って、) 無料で取得されることを保障しなければならない。

(2) 指定公共サービス機関は、(1) で定められ遵守される取決めで指定された、その施設内の場所で、生理用品を提供するか、その提供を保障することで、そうしなければならない。

(3) 指定公共サービス機関が、スコットランドの複数の箇所で開催される場合には、(1) で定められ遵守される取決めで指定された場所は、各箇所の施設内の場所を含まなければならない。

(4) (1) で定められ遵守される取決めで〔必要な〕者によって無料で取得される生理用品は、その者がその施設内にいる間は、その者のニーズを満たすのに十分な〔量の〕生理用品でなければならない。

(5) この節で機関を指定する前に、スコットランド内閣は、

(a) その機関に諮問しなければならない、および、

(b) スコットランド内閣が適切と考えるその他のいかなる機関や人にも諮問することができる。

(6) 機関は、本節の目的のために、当該機関が属する種類 (class) を挙げて指定されることができる。

(7) 機関が、指定されるように提案された場合、(5) はそれらの各機関に関して適用される。

(8) 本節での規則は、本法律の他の規定が、その規則で指定された公共サービス機関 (a public service body) に関して異なる日に発効するように指定することができる。

(9) 本節による規則は、〔次の規定を定めることができる〕 できる。

(a) 付随的(incidental), 補完的(supplementary), 結果的(consequential), 過渡的(transitional), 一時的(transitory)または留保的(saving)規定 (provision) を定めることができ、

(b) 異なる目的のために異なる規定を定めることができる。

(10) 本節での規則は、承認型手続(affirmative procedure)に服する。

(11) 本節の“公共サービス機関”とは、〔次の〕機関を意味する。

(a) 立法による、または立法の下で設置された〔機関〕、および、

(b) 公共サービスを提供するか、またはそれ以外の方法で公共の利益に奉仕することから構成されるか、それを含む任務をもつ〔機関である。〕

〔解説〕

本節では、スコットランド内閣 (Scottish Ministers) に、その敷地内で生理用品 (period products) を無料で取得できるようにしなければならない追加的な公共サービス機関 (public service bodies) を規則 (regulations) で指定することが認められた。「公共サービス機関」とは、法定機関 (法律によって設置されたか、法律の下で設置された機関) であり、公共 (the public) にサービスを提供したり、公的な利益に奉仕する機関である。本節での義務は、各機関に、個別か種類ごとに課されるが、各機関に義務が課される前に、各機関に対して諮問することが必要となる。本節での規則は、承認型手続 (affirmative procedure) に服する。つまり、その規則は、国会 (the Parliament) の議決で承認された場合に限って、法 (law) となる。指定公共サービス機関は、人びとがその施設内にいる間、そのニーズを満たすのに十分な〔量の〕生理用品を使用可能にするよう要求されるが、それ以外の場所での使用のために生理用品を提供する必要はない。

本節 (2) では、指定公共サービス機関に、それ自体で生理用品を提供するか、第三者、たとえばトイレ・サービス業者 (washroom services contractor) との取決めで通じて、生理用品の提供を保障するかが認められている。

本節 (8) では、規則によって、この法律の異なる規定 (provisions) が、各公共サービス機関で、異なる日に発効することを定めることが許されている。たとえば、ある機関が第5節から7節の要件に服する場合には、より早い日付が設定され、第3節の要件に服する場合には、より遅い日付が設定される、ようにである。このことは、当該機関がその施設内で生理用品の無料提供を開始する前に、スコットランド内閣の指針に配慮し、諮問を実施し、その計画の声明を公表しなければならない

らないことを保障している。

(4) 第1節, 2節, 3節での取決め

4 Arrangements under sections 1, 2 and 3: particular requirements

Arrangements established and maintained under section 1(1), 2(1) or, as the case may be, 3(1) must provide for—

- (a) period products to be obtainable—
 - (i) reasonably easily, and
 - (ii) in a way that respects the dignity of persons obtaining them,
- (b) a reasonable choice of different types of period products to be obtainable.

[試訳]

第4節 第1節, 2節と3節での取決め: 特定の要件

第4節では, すべての責任機関 (public bodies) が定めた取決め (arrangements) が満たさなければならない特定の要件が定められている。すなわち, 責任団体は, 生理用品 (period products) を合理的に容易に取得できるようにし, 尊厳 (dignity) を尊重し, 生理用品の種類について合理的に選択できるようにしなければならない。

(5) 指針

5 Guidance

- (1) The Scottish Ministers must issue guidance to—
 - (a) local authorities and education providers about the exercise of the functions conferred on them by—
 - (i) section 1 or, as the case may be, 2, and
 - (ii) section 8,
 - (b) any specified public service bodies about the exercise of the functions conferred on them by sections 3 and 8.
- (2) The first guidance issued—

(a) to local authorities and education providers under subsection (1)(a) is to be issued as soon as reasonably practicable after this section comes into force,

(b) to a particular specified public service body (or to a particular class of specified public service bodies) under subsection (1)(b) is to be issued as soon as reasonably practicable after the body (or class of bodies) is specified in regulations under section 3.

(3) Guidance issued under subsection (1)—

(a) must in particular include guidance about the matters in relation to which section 4 imposes requirements,

(b) may also include guidance about the exercise of the functions conferred on responsible bodies by sections 6 and 7.

(4) Each responsible body to which guidance is issued under this section must have regard to the guidance as it relates to that body.

(5) Subsection (6) applies in relation to the first issue of guidance—

(a) to local authorities and education providers under subsection (1)(a),

(b) to a particular specified public service body (or a particular class of specified public service bodies) under subsection (1)(b).

(6) Before issuing the guidance mentioned in subsection (5), the Scottish Ministers—

(a) must consult such persons or bodies as appear to them to represent the interests of each type of responsible body to which the guidance relates, and

(b) may consult any other person or body they think appropriate.

(7) The Scottish Ministers must, as soon as reasonably practicable after issuing guidance under subsection (1), publish the guidance in such ways as they think appropriate.

(8) In this Act, “responsible body” means, in

relation to the function conferred—

- (a) by section 1, each local authority,
- (b) by section 2, each education provider,
- (c) by section 3, each specified public service body.

[試訳]

第5節 指針

(1) スコットランド内閣 (the Scottish Ministers) は、[次の団体] に指針を発しななければならない。

(a) 地方自治体 (local authorities) と教育機関 (educational providers) に、[次の節] によってそれらの機関に委ねられた任務の実行について

(i) 第1節, または, 場合によっては, 2節, そして,

(ii) 第8節

(b) いかなる指定公共サービス機関 (specified public service bodies) にも, 第3節と8節によってそれらの機関に委ねられた任務の実行について [指針を発しななければならない。]

(2) [次の機関に] 発せられた最初の指針は,

(a) (1) (a) での地方自治体と教育機関 [に発せられた最初の指針は,] 本節が発効した後で, できるだけ早く合理的に実行可能なかたちで発せられなければならない。

(b) (1) (b) での特定公共サービス機関 (a particular specified public service body) (または特種な指定公共サービス機関 (a particular class of specified public service bodies)) [に発せられた最初の指針は,] その機関 (または特種な機関) が第3節の規定で指定された後で, きるだけ早く合理的に実行可能なかたちで発せられなければならない。

(3) (1) で発せられた指針は,

(a) 第4節が要件を課した事項についての指針を特に含まなければならない。

(b) 第6節と7節によって責任機関に委ねら

れた任務の実行についての指針も含むことができる。

(4) 本節で指針が発せられた各責任機関 (responsible body) は, 指針がその機関に関する限りで, その指針に配慮しなければならない。

(5) (6) は, 最初に発せられた指針に関して, [次の機関に] 適用される。

(a) (1) (a) での地方自治体と教育機関に,

(b) (1) (b) での特定公共サービス機関 (または特種な指定公共サービス機関) に [適用される。]

(6) (5) で言及された指針を発する前に, スコットランド内閣は,

(a) その指針が関係する各種の責任機関の利益を代表するとスコットランド内閣に考えられる個人や機関に諮問しなければならない,

(b) スコットランド内閣が適切と考えるそれ以外のいかなる個人や機関にも諮問することができる。

(7) スコットランド内閣は, (1) での指針を発した後で, できるだけ早く合理的に実現可能なかたちで, スコットランド内閣が適切と考える方法でその指針を公表しなければならない。

(8) この法律での“責任機関”とは, 委ねられた任務に関して, [次の機関を] 意味する。

(a) 第1節によって, 各地方自治体,

(b) 第2節によって, 各教育機関,

(c) 第3節によって, 各指定公共サービス機関 [を意味する。]

[解説]

第5節では, スコットランド内閣 (Scottish Ministers) に, 第1, 2 または 3節 および 8節 での義務の履行と, 第4節によって定められた要件に関して, 責任機関 (responsible bodies) を支援するために, 責任機関に指針 (guidance) を発することが求められている。その指針は, 第6と7節によって課される義務

もカバーしている。たとえば、第4節について、指針は、生理用品 (period products) の種類の合理的な選択とは何か、また、尊厳(dignity)のあるアプローチとは何かについての詳細を与えることができる。

指針が発せられる前に、スコットランド内閣は、責任団体の利益を代表する者や機関に諮問しなければならない。指針は1つの文書として出されるか、さまざまな責任団体を対象としていくつかの文書で出すことができる。

スコットランド内閣は、できるだけ早く合理的に実現可能なかたちで指針を発しなければならない。指針は、時宜に応じて更新することができる。たとえば、責任機関の間で有効な実践が生じたときにそれを共有するためや、新たなアプローチを説明するために指針を発することができる。指針が責任機関に発せられると、その団体に、諮問し、第6節と7節での声明を準備する義務が生じる。

責任団体がその任務を実行するための取決め (arrangements) が定められると、責任団体は、その時に効力を有しており、責任団体に関わる指針に配慮しなければならない。

(6) 責任機関への追加的な義務

6 Statement on exercise of functions

(1) Each responsible body—
 (a) must, as soon as reasonably practicable after guidance is first issued to the body under section 5,
 (b) may, at any other time,
 prepare a written statement describing the plans mentioned in subsection (2).

(2) The plans are the responsible body's plans for—

(a) the exercise of its functions under section 1, 2 or, as the case may be, 3 (including in particular a summary of the arrangements required, by subsection (1) of whichever of those sections applies, to be established and

maintained by the responsible body),
 (b) the provision of information under section 8.

(3) A statement prepared under subsection (1) must also explain—

(a) the ways in which the arrangements mentioned in subsection (2)(a) comply with section 4, and

(b) how, in developing the plans and arrangements mentioned in subsection (2), the responsible body has had regard to guidance issued under section 5 (as the guidance is in force at the time the statement is prepared and as it relates to the body).

(4) Subsection (5) applies where guidance issued to a responsible body under section 5 and in force at the time the responsible body prepares a statement under subsection (1) includes guidance about the exercise of the functions conferred by this section and section 7.

(5) The statement must also explain how, in exercising the functions mentioned in subsection (4), the responsible body has had regard to that guidance (as it relates to the body).

(6) A statement prepared under subsection (1) may include such other information as the responsible body thinks appropriate.

(7) The responsible body must publish each statement prepared under subsection (1) in such ways as the body thinks appropriate.

[試訳]

第6節 任務の実行についての声明

(1) 各責任機関 (responsible body) は、

(a) 指針が第5節での機関に最初に発せられた後で、できるだけ早く合理的に実行可能なかたちで、[次のことを] しなければならない、

(b) それ以外のいずれのときにでも、[次の

ことを] することができる、

(2) で挙げられた計画を記載する声明の書面を準備 [(a) で準備しなければならない、

(b) で準備することができる]。

(2) その計画は、[次のこと] のための責任機関の計画である。

(a) 第1節、2節、または場合によっては (as the case may be)、3節による任務の実行（これらの節のいずれかが適用される (1) によって、責任機関によって定められ遵守されるよう要求される取決めの要約を特に含む）、

(b) 第8節での情報の提供 [のための責任機関の計画である]。

(3) (1) で準備された声明はまた、[次のことを] 説明しなければならない。

(a) (2)(a) で挙げられた取決め (arrangements) が第4節に従っている方法と、

(b) (2) で挙げられた計画と取決めに展開する際に、責任団体が、第5節で発せられた指針に配慮した方法（指針が、声明が準備された時点で効力をもち、それが当該機関に関わる限りで）。

(4) (5) が適用されるのは、第5節で責任機関に発せられ、責任機関が (1) での声明を準備したときに時に効力を生ずる指針が、本節と第7節によって委ねられた任務の行使についての指針を含む場合である。

(5) 声明はまた、(4) で挙げられた任務を行使する際に、責任機関がその指針に（それが当該機関に関わる限りで）配慮する方法を説明しなければならない。

(6) (1) で準備された声明は、責任機関が適切であると考えてそれ以外の情報を含むことができる。

(7) 責任機関は、(1) で準備された各声明を、責任機関が適切であると考えて方法で公表しなければならない。

7 Consultation

(1) Before preparing a statement under section

6, each responsible body—

(a) must consult the persons mentioned in subsection (2), and

(b) may consult any other body or person the body thinks appropriate,

about the responsible body's exercise of the functions conferred on it by section 1, 2 or, as the case may be, 3 and by section 8.

(2) The persons referred to in subsection (1)

(a) are, in the case of a responsible body with functions under—

(a) section 1—

(i) such product users who live or are otherwise likely to be present in the local authority's area as the local authority thinks appropriate,

(ii) such persons who may seek to obtain period products on behalf of product users as the local authority thinks appropriate,

(b) section 2, such product users who are pupils or, as the case may be, students at institutions managed by the education provider as the education provider thinks appropriate,

(c) section 3, such product users who are likely to be in the premises of the specified public service body as the body thinks appropriate.

(3) Consultation under subsection (1) must in particular include consultation—

(a) about the ways in which product users ought to be able to obtain period products free of charge,

(b) about the matters mentioned in subsection (4), and

(c) about the types of period products which ought to be obtainable free of charge.

(4) The matters referred to in subsection (3)

(b) are—

(a) where the consultation relates to the

exercise of functions under section 1—
(i)the premises, and
(ii)the locations in those premises,
in which period products ought to be obtainable free of charge,
(b)where the consultation relates to the exercise of functions under section 2—
(i)the locations in buildings of the type mentioned in section 2(3), and
(ii)any other locations in the education provider’s premises,
in which period products ought to be obtainable free of charge,
(c)where the consultation relates to the exercise of functions under section 3, the locations in the specified public service body’s premises in which period products ought to be obtainable free of charge.
(5)In this section, “product users” means—
(a)persons who need to use period products, and
(b)except in subsections (2)(a)(ii) and (3)(a), persons who may need to use period products in the future.

[試訳]

第7節 諮問

(1) 第6節での声明を準備する前に、各責任団体は、[次のことについて、]
(a) (2) で挙げられる者に諮問 (consult) しなければならない、そして、
(b) 当該機関が適切と考えるそれ以外のいかなる機関または個人に諮問することができる。
第1節、2節、または場合によっては、3節および8節によって当該機関に委ねられる任務の当該責任機関の行使について […諮問しなければならない、そして、…諮問することができる、]
(2) (1) (a) で言及される人は、[次の節]

での任務をもつ責任機関の場合には、
(a) 第1節
(i) 居住しているか、そうでなければ、地方自治体の管轄地域に滞在しているだろう、当該機関が適切と考える生理用品使用者か、
(ii) 生理用品使用者のために生理用品を取得しようとする、当該機関が適切と考える者か、
(b) 第2節では、生徒 (pupils) か、または場合によっては、教育機関 (education provider) によって運営される学校の学生 (students)で、教育機関が適切と考える者か、
(c) 第3節では、指定公共サービス機関の施設内にいるだろう、当該機関が適切と考える者か [である]。
(3) (1) での諮問は、[次のことについての] 諮問を特に含まなければならない。
(a) 生理用品使用者が生理用品を無料で取得できるようにすべき方法について、
(b) (4) で挙げられる事項について、そして、
(c) 無料で取得されるべき生理用品の種類について、[諮問を…含まなければならない。]
(4) (3) (b) で言及された事項は、[次のこと] である。
(a) 諮問が、第1節での任務の実行に関わる場合、
(i) 施設、そして、
(ii) 生理用品が無料で取得されるべき施設内の場所、
(b) 諮問が、第2節での任務の実行に関わる場合、
(i) 第2節 (3) で言及された種類の建物内の場所、そして、
(ii) 教育機関の施設内のそれ以外のいかなる場所でも、
(c) 諮問が、第3節での任務の実行に関わる場合、生理用品が無料で取得されるべき指定公共サービス機関の施設内の場所 [である]。
(5) 本節での“生理用品使用者”とは、[次の者を] 意味する。

(a) 生理用品の使用を必要とする者と、
(b) (2) (a) (ii) と (3) (a) の場合を除く、
将来、生理用品の使用を必要とする者〔を意味する〕。

8 Information to be provided to public

(1) In addition to complying with section 6, each responsible body must take such steps as it thinks appropriate to inform the persons mentioned in subsection (2) of the matters mentioned in subsection (3).

(2) The persons referred to in subsection (1) are, in the case of a responsible body with functions under—

(a) section 1, members of the public within the local authority's area generally,

(b) section 2, pupils or, as the case may be, students at—

(i) each institution managed by the education provider,

(ii) where an institution managed by the education provider operates across a number of campuses within Scotland, each such campus,

(c) section 3, persons in the premises of the specified public service body.

(3) The matters referred to in subsection (1) are—

(a) that period products are obtainable free of charge, and

(b) the arrangements for obtaining products free of charge, including in particular how, where and when products may be obtained.

〔試訳〕

第8節 公共に提供されるべき情報

(1) 第6節に従うことに加えて、各責任機関 (responsible body) は、(2) で挙げられた者に (3) で挙げられた事項を伝えるために、各責任機関が適切であると考える処置をしな

ければならない。

(2) (1) で言及された者は、〔次の節〕での任務をもつ責任機関の場合には、〔次の者である〕。

(a) 第1節〔の任務をもつ責任機関の場合、〕
地方自治体の管轄領域全体内にいる一般の構成員、

(b) 第2節〔の任務をもつ責任機関の場合、〕
生徒、または、場合によっては、〔次の学校に所属する〕学生、

(i) 教育機関によって運営される各学校、

(ii) 教育機関によって運営される学校が、
スコットランド内の複数のキャンパスで教育を展開している場合には、各キャンパス、

(c) 第3節〔の任務をもつ狭域機関の場合、〕
特定公共サービス機関の施設内にいる者〔である〕。

(3) (1) で言及された事項は、〔次のこと〕である。

(a) 生理用品 (period products) が無料で取得できること、および、

(b) 特に生理用品がどのような方法で、どこで、いつ取得できるかを含む、生理用品を無料で取得するための取決め (arrangements) 〔である〕。

〔解説〕

第6節では、各責任機関 (responsible body) に、その任務の実行についての声明文書 (a written statement) を公表することが要求されている。責任機関は、第5節によってスコットランド内閣 (Scottish Ministers) が発した指針 (guidance) を最初に受け取った後で、できるだけ早く合理的に実現可能なかたちで、その最初の声明を公表しなければならない。また、将来いつでも追加の声明を公表することができる。その声明では、当該機関が第4節で定められた特定の要件を満たす方法と、当該機関が第5節で発せられた指針に配慮する方法が説明されなければならない。さ

らに、それには、第1節、2節または3節、そして8節で定められたその任務の実行について定められた取決め (arrangements) の概要も含まなければならない。

声明を作成する前に、責任機関は、第7節で定められた諮問 (consultation) を行わなければならない。第7節では、生理用品 (period products) が無料で取得される方法、その取得される場所、そして、取得される生理用品の種類も含めて、諮問されるべき人、諮問されるべき内容についても定めている。将来、生理用品が必要となる者も諮問されるべきである。このことにより、たとえば、学校のより若い生徒 (pupils) が、将来、必要となる生理用品が取得される方法について意見を言うことができる。

諮問は、各責任機関が定め遵守しなければならない取決めの情報を伝えることになる。生理用品は、その取決めに従う限りで、無料で取得できる。したがって、諮問の間、その取決めの内容について意見を表明することはできるが、取決めが定められると、責任機関は、取決めで定められていない方法で生理用品を取得させる義務は負担しない。

第8節では、責任機関は、第1節、2節と3節で生理用品を無料で取得できる取決めについての情報が人びとに伝わるようにしなければならない。情報が提供されるべき人は、第1節では、地域自治体 (local authority) の管轄地域内に居る者、第2節では、生徒 (pupils) と学生 (students)、第3節では、公共サービス機関 (public service body) の敷地内に居る人である。提供される情報の内容は、生理用品が無償で取得することができること、当該取決めに基づいて、その取得の方法、場所、時間である。責任機関は、この情報の提供の仕方について柔軟に選択することができる。

(7) 最終規定 (final provision)

9 Key definitions

In this Act—

- (a) “period products” means manufactured articles the purpose of which is to absorb or collect menstrual flow,
- (b) types of period products include tampons, sanitary towels and articles which are reusable,
- (c) references to a person’s needs (including to a pupil’s or a student’s needs) are references to the person’s needs for period products arising from menstruation by the person.

[試訳]

第9節 主な定義

この法律では、

- (a) “生理用品 (period products)” とは、月経血 (menstrual flow) を吸収したり回収することを目的とする製品である。
- (b) 生理用品の種類は、タンポン、生理用ナプキン、再利用可能な製品を含む。
- (c) (生徒や学生のニーズを含む) 人びとのニーズに言及することは、当該人の月経から生じる生理用品のニーズに言及することである。

10 Interpretation

(1) In this Act—

- “education provider” means—
 - (a) an education authority,
 - (b) the proprietor of an independent school,
 - (c) the managers of a grant-aided school,
 - (d) the governing body of a higher education institution or a further education institution,
- “further education institution” means—
 - (a) a body listed in schedule 2 of the Further and Higher Education (Scotland) Act 2005 under the heading “Institutions formerly eligible for funding by the Scottish Further

Education Funding Council”, or

(b) a college of further education which is assigned to a regional strategic body by order made under section 7C(1) of that Act,

• “higher education institution” means a body listed in schedule 2 of the Further and Higher Education (Scotland) Act 2005 under the heading “*Institutions formerly eligible for funding by the Scottish Higher Education Funding Council*” or under the heading “*Other institutions*”,

• “institution” has the meaning given in section 2(7),

• “pupil” has the meaning and construction given in section 135(1) of the Education (Scotland) Act 1980,

• “responsible body” has the meaning given in section 5(8),

• “school” has the meaning given in section 135(1) of the Education (Scotland) Act 1980,

• “specified public service body” means a public service body specified in regulations made under section 3,

• “student” means a person for whom education is being provided by a higher education institution or, as the case may be, a further education institution.

(2) In subsection (1)—

• “education authority”, “grant-aided school”, “independent school”, “managers” and “proprietor” have the meanings given in section 135(1) of the Education (Scotland) Act 1980,

• “governing body” has the meaning given in section 35(2) of the Further and Higher Education (Scotland) Act 2005.

[試訳]

第10節 文言解釈

(1) この法律では、

• “教育機関 (education provider)” とは [次のものを] 意味する。

(a) 教育当局 (an education authority),

(b) 独立学校の所有者 (the proprietor of an independent school),

(c) 公的助成学校の経営者 (the managers of a grant-aided school),

(d) 高等教育機関やさらに先の教育機関の管理機関 (the governing body of a higher education institution or a further education institution) [を意味する。]

• “さらに先の教育機関 (further education institution)” とは [次のものを] 意味する。

(a) さらに先および高等教育（スコットランド）法2005年の一覧表2 (schedule 2 of the Further and Higher Education (Scotland) Act 2005) の “スコットランド高等教育基金委員会によって設置が公的に認められた学校 (*Institutions formerly eligible for funding by the Scottish Further Education Funding Council*)” という表題の下に列挙された機関か、または、

(b) 当該法律の第7節 C (1) でなされた命令によって地域の戦略的な機関に任された、さらに先の教育を行う大学 (a college of further education which is assigned to a regional strategic body by order made under section 7C (1) of that Act) [を意味する。]

• “高等教育機関 (higher education institution)” は、高等教育（スコットランド）法2005年のスケジュール2で、“スコットランド高等教育基金委員会による設置が正式に認められた学校 (*Institutions formerly eligible for funding by the Scottish Higher Education Funding Council*)” という見出し、または、“それ以外の学校” という見出しで列挙された機関を意味する。

• “学校 (Institution)” は、第2節 (7) で与えられた意味をもつ。

• “生徒 (pupil)” は、教育（スコットラン

ド)法1980年 (the Education (Scotland) Act 1980) の第135節 (1) で与えられた意味と解釈をもつ。

- ・“責任機関 (responsible body)” は、第5節 (8) で与えられる意味をもつ。
 - ・“学校 (School)” は、教育 (スコットランド) 法1980年 (the Education (Scotland) Act 1980) の第135節(1)で与えられる意味をもつ。
 - ・“指定公共サービス機関 (specified public service body)” は、第3節で定められた規定で指定された公共サービス機関を意味する。
 - ・“学生(student)”は、教育が、高等教育機関、または、事情によっては、さらに先の教育機関によって提供されているものを意味する。
- (2) (1) での
- ・“教育当局 (education authority)”, “公的助成学校 (grand-aided school)”, “独立学校 (independent school)”, “管理者(manageres)” と “所有者 (proprietor)” は、教育 (スコットランド)法1980年(the Education (Scotland) Act 1980) の第135節 (1) で与えられる意味をもつ。
 - ・“管理機関 (governing body) は、より先のおよび高等教育 (スコットランド) 法2005年 (the Further and Higher Education (Scotland) Act 2005) で与えられる意味をもつ。

11 Commencement

(1)Sections 9, 10 and 12 and this section come into force on the day after Royal Assent.

(2)The other provisions of this Act come into force on such day within the period of 2 years beginning with the day of Royal Assent as the Scottish Ministers may by regulations appoint.

(3)Regulations under subsection (2) may—

- (a)include transitional, transitory or saving provision,

(b)make different provision for different purposes.

[試訳]

第11節 効力発生

(1)第9節, 10節と12節と本節は、国王の裁可 (Royal Assent) の翌日に発効する。

(2) この法律のその他の規定は、国王の裁可の日を始点として2年の期間内に、スコットランドの大臣が規則によって指定した日に発効する。

(3) (2)の規則は、[次のことを含むことができる。

- (a) 過渡的(transitional), 一時的(transitory) または留保的(saving)規定を含むことができ、
- (b) 異なった目的のために異なった規定を作成することができる。

12 Short title

The short title of this Act is the Period Products (Free Provision) (Scotland) Act 2021.

[試訳]

第12節 略称

この法律の略称は、生理用品(period products)(無料提供)(スコットランド)法2021年(the Period Products (Free Provision) (Scotland) Act 2021) である。

[解説]

第9節では、この法律の中核をなす3つの用語、「生理用品 (period products)」、「生理用品の種類」、「ニーズへの言及 (reference to a person's needs)」の定義がなされている。人の月経 (menstruation by the people) という言葉でニーズを定義することで、この法律が、女性 (women) や少女 (girls) だけではなく、月経のあるトランスジェンダー (transgender) やノン・バイナリー (non-

binary) な人びとも適用されることが保障された。

第10節では、その他の用語の定義が定められている。

さらに先のおよび高等教育機関 (further education institution, higher education institution) の定義には、スコットランド内のあらゆる公的助成を受けたカレッジ (college) とユニバーシティ (university) も含まれる。さらに先の私立の教育機関は、この定義には含まれないが、そのような教育機関の学生は、第1節で地方自治体 (local authorities) によって定められた取決めを通じて、生理用品を無料で取得することができる。

第11節では、第9節、10節、11節と12節が、国王の裁可 (Royal Assent) の翌日に発効し、スコットランド内閣 (Scottish Ministers) は規則 (regulations) で、この法律の残りの規定の施行の日を、国王の裁可後2年以内に限り指定することができる、とされた。このことにより、たとえば、指針 (guidance) を発するスコットランド内閣と、諮問を行い、その役割の行使についての声明を公表する地方自治体と教育機関 (education providers) に関わる規定 (provisions) が、生理用品を無料で取得できるようにする各機関の主たる義務よりも前に発効することが可能になった。

【本法律の試訳の経緯】

本法律は、生理用品の使用を必要とするすべての人 (person) に、生理用品を無料で提供することを保障するものである。人の尊厳 (dignity) を尊重し、保障する法律である。

本法律の試訳に取り組もうと思ったきっかけは2つある。

2017年3月、ケン・ローチ (Ken Loach) 監督「わたしは、ダニエル・ブレイク (I, Daniel Blake)」を鑑賞した。本作品に、貧困に苦しむシングルマザーがスーパーで生理用品を

万引きしたシーンがあった。映画とえども、イギリスの貧困の状況に衝撃を受けた。2020年初めからの新型コロナウイルス感染症によるコロナ禍のなか、たまたま見ていたBBCのNEWSウェブサイトで (<https://www.bbc.com/news/uk-scotland-scotland-politics-51629880>) (2021年11月4日閲覧)、スコットランドにおいて世界で初めて生理用品の無料化を定めた本法律が提案され成立したことを知った⁶⁾。

次いで、2020年初めからの新型コロナウイルス感染症によるコロナ禍で、日本においても、さまざまな社会問題や貧困問題が顕現化してきた。この影響は、大学にも押し寄せ、アルバイトのシフトを減らされたりした学生の貧困が問題になった。そうしたなかで、インターネットニュースで、大学生が「生理の貧困」に対して問題提起を行っていることを知った (恥ずかしながら、このような問題が存在することを知らなかった)⁷⁾。こうした運動が契機になって、「生理の貧困」問題に対して、地方自治体および政府、さらには学校 (小学校、中学校、高等学校、大学) や民間団体などによる対応がなされた⁸⁾。

以上の2つがきっかけとなって、全くの門外漢ではあるが、自分でも何かできることがないか、と考えて⁹⁾、¹⁰⁾、本法律の試訳を思い立った。翻訳を通じて、「生理の貧困 (period poverty)」が、女性の教育・就業の機会を奪っており、この問題自体、生理用品の使用を必要とする人 (person) の尊厳 (dignity) に関わる問題であることを学んだ。その尊厳を最大限保障するために、本法律は、配慮の行き届いた制度 (枠組み) を構築している¹¹⁾。スコットランドの政府組織、立法手続き、教育制度などもよく分からないまま、試訳に取り組んだので、誤訳・誤解も多いと思う。その責任はすべて、翻訳者である足立が負う。足立は、本問題、本法律の検討に深入りするつもりはない。本法律の試訳が、「生理の貧

困」の問題に対して活動している人たちにとって、考える材料だったり、議論の素材になれば、と思っている。

(了)

-
- ¹⁾ 本法律の原文は、legislation.gov.uk (<https://www.legislation.gov.uk/asp/2021/1/contents>) から閲覧することができる。本翻訳も、本ウェブサイトからダウンロードしたものをを用いた (<https://www.legislation.gov.uk/asp/2021/1/data.pdf>) (2011年11月4日閲覧)。
- ²⁾ Monica Lennon については、<https://www.parliament.scot/msps/current-and-previous-msps/monica-lennon> を参照 (2021年11月4日閲覧)。
- ³⁾ スコットランド議会での審議の過程は、The Scottish Parliament のウェブサイト (<https://www.parliament.scot/bills-and-laws/bills/period-products-free-provision-scotland-bill>) (2021年11月4日閲覧) を参照。法案提出に当たって提出された文書、法案審議の過程などを見ることができる。本稿では、立法過程を詳細にフォローすることができなかった。
- ⁴⁾ the Scottish Ministers について、直訳すると、「スコットランドの諸大臣」だが、「スコットランド内閣」と訳した。
- ⁵⁾ 原語は section である。完全な文章の体裁を取っていないので、「節」と訳した。
- ⁶⁾ ニュージーランド、フランス、イングランド、アメリカの一部の州でも、同様の取組みがなされている。
- ⁷⁾ ウェブサイト「#みんなの生理 Official」(<https://minnanoseiri.wixsite.com/website>) (2021年11月4日閲覧) を参照。始まりは、「生理用品を軽減税率対象にするための活動」だった (mi-mollet「生理について話をしよう」(<https://mi-mollet.com/articles/-/29444>)) (2021年11月4日閲覧) を参照。生島典子「若者の声から『生理の貧困』を可視化し社会を動かす」助産雑誌 75巻8号565頁以下を参照。
- ⁸⁾ JIJI.Com ウェブサイト『『生理の貧困』、大学が支援 無償配布の動きが広がる - 新型コロナ』([XJG7JDmAcbrvegM\) \(2021年11月4日閲覧\)、NHK ウェブサイト『『生理の貧困』生理用品の配布など支援・検討255自治体に』\(<https://www3.nhk.or.jp/news/html/20210602/k10013063101000.html>\) \(2021年11月4日閲覧\)、一連の動きは、NHK ウェブサイト「クローズアップ現代 社会が動いた『生理の貧困』が国の方針に明記されるまでの4ヶ月』\(\[https://www.nhk.or.jp/gendai/comment/0020/topic029.html?cid=gendaihk-tw-210717&fbclid=IwAR0bWqkyPXRcPYqLLbu4Pqc5D70UmFgvC2sbnJ9BPMuu_Ga0abz8hVSLZ88\]\(https://www.nhk.or.jp/gendai/comment/0020/topic029.html?cid=gendaihk-tw-210717&fbclid=IwAR0bWqkyPXRcPYqLLbu4Pqc5D70UmFgvC2sbnJ9BPMuu_Ga0abz8hVSLZ88\)\) \(2021年11月4日閲覧\)、男女共同参画局ウェブサイト「生理の貧困」\(<https://www.gender.go.jp/policy/sokushin/kenko/periodpoverty/index.html>\) \(2020年11月4日閲覧\) \(クローズアップ現代では、「生理の貧困」問題について継続的な取材と情報発信を行っている\) を参照。自治体の対応については、「キャリアサポ特集“生理の貧困”に向き合う」ガバナンス244号42頁以下を参照。東京都豊島区、滋賀県草津市の取組みの例が紹介されている。](https://www.jiji.com/jc/article?k=2021060200140&g=soc&fbclid=IwAR3UU5IopjCa5k66aX4PXI7EgIb-pAYpgnZSXU1V2jw-</p>
</div>
<div data-bbox=)

日本では、自治体、学校、民間いずれの対応もボランティアな善意に基づく取組みであって、まだ法制化の動きはないようである。

- ⁹⁾ 北海道内の大手ドラッグストア3社に、大学宛で生理用品を寄付してもらえないか、と掛け合ってみた。2社から、特定の大学にのみ寄付することはできない、と丁寧な返信を受け取った。
- ¹⁰⁾ コロナ禍での社会の混乱に対して何かできることがないか、という思いで、同様に、拙稿「新型コロナウイルス感染症による混乱のなかでの大学『在学契約』についての覚書」北星論集(経) 60巻2号55頁以下、拙稿「『食品ロスの削減の推進に関する法律』について」北星論集(経) 61巻1号105頁以下を公表した。
- ¹¹⁾ 本法律を実効的に運用していくための財源がどうなっているのかまで、本稿ではカバーすることができなかった。さらに、本法律が、現実にもどのように運用されているかの調査と検証も必要である。本文に記載したように、本法律の検討に深入りするつもりはないが、注視していきたい。

※脱稿後、田村裕子「2021年スコットランド生理用品無償提供法」外国の立法289-1号24・25頁、#みんなの生理(福井みのり)・ヒオカ・吉沢豊予子・田中東子・田中ひかる・河野真

太郎『#生理の貧困 -#PeriodPoverty』（日本看護協会出版会，2021年）に接した。さらに，脱稿後も，「生理の貧困」問題に関して，様々な問題提起や対応・活動がなされている。2022年1月に，本学でも北星学園生協学生委員会により，生理用品の設置と提供の試験的な取り組みがなされた。アンケート結果の公表により学内的な取り組みがなされることを期待したい。

